

ルールを守りましょう!

路上駐車や道路への雪出しは、除雪作業の大敵です。これらは法律違反で、罰則があります。みんなが安全に道路を使えるよう、一人一人がルールを守りましょう

◆路上駐車 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条で禁止

◆道路への雪出し 道路交通法第76条第4項第7号で禁止

協力をお願いします!

除雪車の通過後に住宅前に残った雪は各自で処理をお願いします

除雪に関する情報

市ホームページで、市道の除雪路線を確認することができます

- 除雪路線図
- 除雪機械の無償貸出し (小型除雪機等)
- 除雪体制



無償で貸し出します

※いずれも要事前申請

小型除雪機・移動式小型融雪機

貸出対象 高齢者や障害がある方の住宅敷地内を除雪するボランティアの方、自主的に道路を除雪する町内会

貸出期間 12/20(月)～3/20(日)

貸出回数 1シーズン2回まで

申請方法 雪対策課に電話で予約状況を確認の上、使用希望日の7日前までに、申請書を持参または郵送

ダンプトラック・タイヤショベル

いずれかを運転手付きで貸し出します

貸出対象 自主的に道路の除排雪をする町内会

貸出期間 12/20(月)～3/20(日)

貸出回数 1シーズン1回まで

申請先 該当地区の除雪センター

受付時間 9:00～17:00

【詳細】雪対策課 電話25・6225

令和3年度 除排雪のお知らせ

地区内のパトロールや、除雪作業の出動を判断する他、地域からの除雪作業に関する要望や問い合わせなどの窓口となる除雪センターや除雪に関するルール等をお知らせします

【詳細】土木事業所 電話36・2244

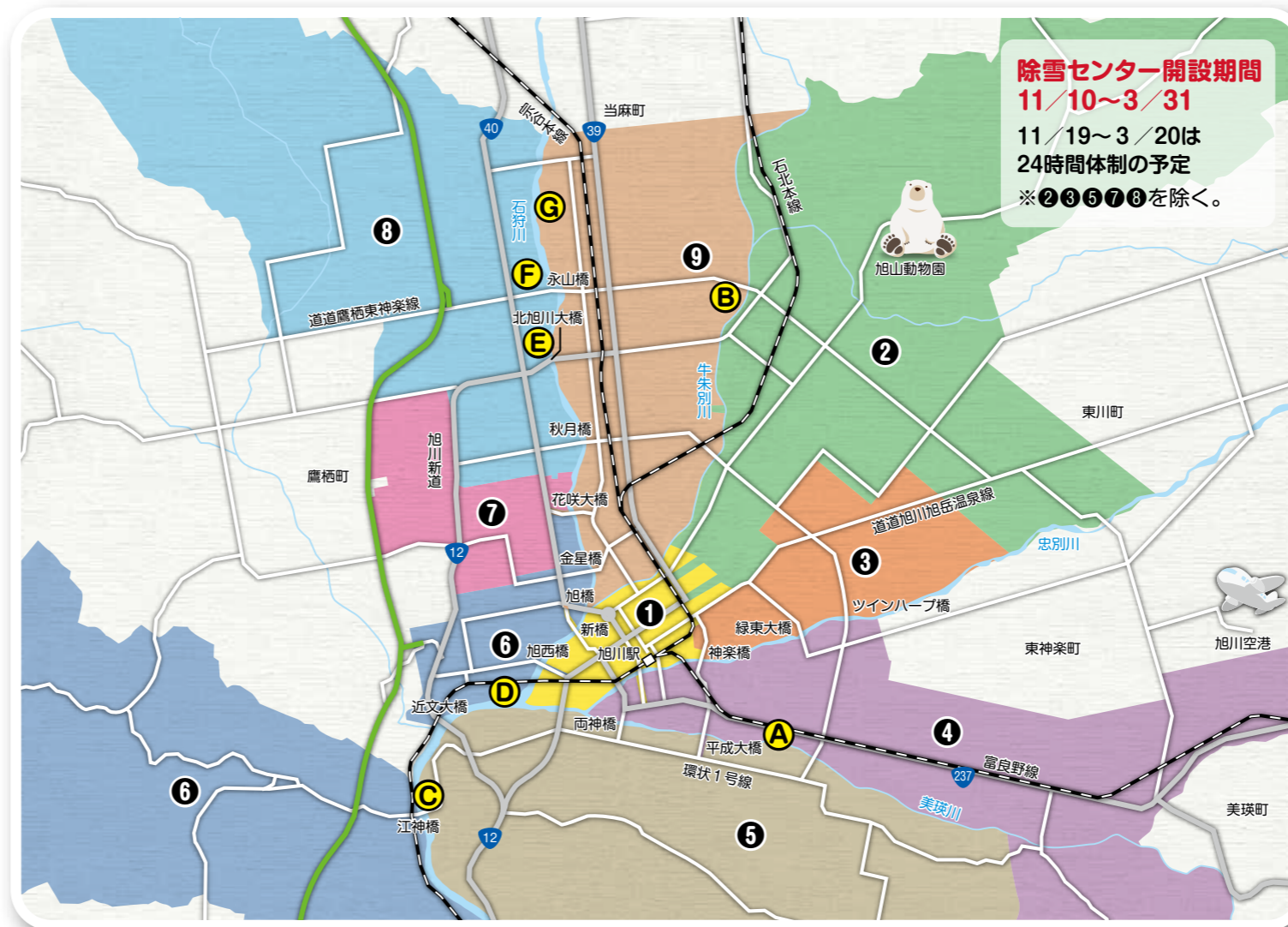


今年度の除排雪体制について

除排雪体制の維持、大雪時の体制強化や除雪状況の改善などを目的に業務発注形態を市内4つの地区に試行的に統合し、一体的に管理・運営します。

除雪センターの運営体制について

センター機能の集約と充実を図るため、1469は24時間、23578は8:00～17:00の時間帯に開設(開設時間外は24時間体制のセンターへ電話を転送)します。ただし、大雪など悪天候が予想される場合は、夜間も人員を配置します。

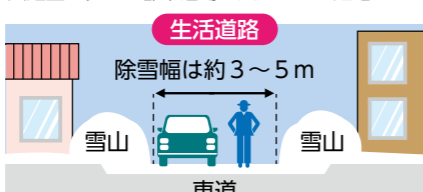
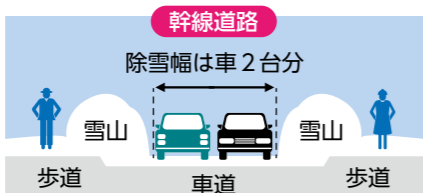


除雪センター開設期間
11/10～3/31
11/19～3/20は24時間体制の予定
※23578を除く。

除雪出動基準

●新たに降り積もる雪が、幹線道路や歩道は10cm以上、生活道路は15cm以上で車両の走行に支障が発生すると予想される場合

●通勤・通学時間(朝7時)までには、除雪作業が終わるようにします
※作業の前日に出勤判断するため、早朝の降雪には出動できない場合があります。



国道・道道・市道のお問い合わせ

国道：旭川開発建設部旭川道路事務所 電話61・0136

道道：旭川建設管理部 事業室 事業課 電話26・4461

市道：土木事業所 電話36・2244

雪堆積場開設予定のご案内 きれいな川を守るため、雪堆積場には ゴミ等が混入した雪を持ち込まないでください

雪堆積場の開設状況のお問い合わせ先 土木事業所 電話36・2244

<p>A 神楽岡雪堆積場 神楽岡14の7</p>	<p>B 旭永雪堆積場 永山町8</p>	<p>C 江神雪堆積場 神居町忠和</p>	<p>D 東近文雪堆積場 近文町13</p> <p>開設時間 9:00～17:00(夜間は閉鎖)</p>	<p>E 東鷹栖1線雪堆積場 東鷹栖1線10号</p> <p>開設時間 8:00～17:00(夜間は閉鎖)</p>	<p>F 東鷹栖雪堆積場 東鷹栖東3の6</p> <p>開設時間 8:00～17:00(夜間は閉鎖)</p>	<p>G 永山町13丁目雪堆積場 永山町13</p> <p>開設時間 8:00～17:00(夜間は閉鎖)</p>
-------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---	--	---	---